

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第80号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

関係法令等の改正に伴い、次のとおり条例を改正することとしました。

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、同法の規定の範囲内で災害援護資金の利率を条例で定めなければならないこととなったこと等に伴い、次のとおり据置期間経過後の利率を見直すこととしました。

| 改 正 前 | 改 正 後 | |
|---------------|--------------------|-------------------|
| 年 3 パ ー セ ン ト | 保 証 人 を 立 て る 場 合 | 無 利 子 |
| | 保 証 人 を 立 て ない 場 合 | 年 1 . 5 パ ー セ ン ト |

- 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されることとなることに準じ、災害援護資金について、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- (1) 償還方法に関し、月賦償還をすることができることとしました。
- (2) 延滞利子の利率を年5パーセントに改めることとしました。

- 3 その他規定を整備しました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第80号

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「すえ置期間」を「据置期間」に改める。

第11条本文中「の利率」を削り、「年3パーセント」を「無利子」に改め、同条ただし書中「すえ置期間」を「保証人を立てない場合」に、「無利子」を「据置期間を経過した後の期間の利率は、年1.5パーセント」に改める。

第12条本文中「半年賦償還」の右に「又は月賦償還」を加える。

第14条本文中「または第15条」を「又は次条」に、「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第12条の規定は、施行日以後に支払期限が到来する災害援護資金の償還について適用し、施行日前に支払期限が到来する災害援護資金の償還については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第14条の規定は、延滞利子のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)